

が必要である。

また、児童福祉法の規定により、児童及び妊産婦の福祉に関する事項について、相談に応じ、必要な調査を行うこと、母子生活支援施設における保護を実施することが必要である。さらに、母子及び寡婦福祉法の規定により、母子自立支援員等が、母子家庭の母又はこれに準ずる状態にある者の自立支援を図るため、職業能力の向上及び求職活動等、就業についての相談や生活相談に積極的に応じること、及び児童扶養手当法の規定に基づく児童扶養手当の支給を行うことが必要である。

### 3 関係機関の連携協力に関する事項

法第9条において、配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとするとしてされている。

被害者の保護及び自立支援を図るためには、法に掲げられた機関を始め、人権擁護委員や被害者の保護及び自立支援に関する施策を所管する関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

このためには、配偶者暴力相談支援センターを中心とした関係機関の協議会の設置、被害者の保護及び自立支援のモデルケースを想定し、マニュアル等の形で関係機関の相互の協力のあり方をあらかじめ決めておくことなどが有効であると考えられる。

自立支援を含む被害者の保護を図る上で、被害者と身近に接する立場にある市町村の主体的な取組も極めて重要である。市町村の関係機関も、法において市町村の関係機関が明記された趣旨を踏まえ、他の関係機関と連携を図りながら協力するよう努めることが必要である。

被害者に対する加害者の追及が激しい場合等は、市町村又は都道府県の枠を超えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられ、こうしたことを想定して、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

また、被害者の子どもについて、必要に応じ、児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）による措置が講じられるよう、関係機関は、児童相談所、福祉事務所等との連携を推進することが望ましい。

被害者が不法滞在外国人である場合には、関係機関は地方入国管理局と十分な連携を図りつつ、被害者に対し適切な対応をとることが必要である。

### 4 職務関係者による配慮・研修及び啓発に関する事項

法第23条第1項において、配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（以下「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無

等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならないとされている。

また、同条第2項において、国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとするとしている。

職務関係者においては、配偶者からの暴力は外部からその発見が困難な家庭内で行われるため潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあり、被害が深刻化しやすいという特性等を十分理解した上で、被害者の置かれた立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者が配偶者からの暴力により心身とも傷ついていることに十分留意することが必要である。こうしたことに対する理解が不十分なため、被害者に対して不適切な対応をすることで、被害者に更なる被害（二次的被害）が生じることのないよう配慮することが必要である。

また、職務関係者が職務を行う際は、被害者の安全の確保を第一に考えつつ、例えば、加害者の元から避難している被害者の居所が加害者に知られてしまう、あるいは被害者を支援している者の氏名等が加害者に知られてしまうといったことのないよう被害者及びその支援者に関する秘密の保持に十分配慮することが必要である。

また、加害者の元から避難している被害者と同居する子どもが通学する学校や通所する保育所においては、被害者から申出があった場合には、関係機関と連携を図りつつ、加害者に対して被害者の居所が知られることがないように、十分配慮することが必要である。

外国人や障害者である被害者等の人権の尊重が必ずしも十分徹底されていないとの指摘があることを踏まえ、法においては、職務関係者は、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重しなければならないことが確認されたところである。法が対象としている被害者には、日本在住の外国人（在留資格の有無を問わない。）や障害のある者も当然含まれていることに十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

職務関係者に対する研修及び啓発においては、以上に述べたとおり、配偶者からの暴力の特性や被害者のおかれた立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。

特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。また、相談員については、その職務の特性から、職務遂行の過程でいわゆる「バーンアウト（燃え尽き）」状態等心身の健康が損なわれることがあり、こうしたことのないよう配慮することが必要である。

国においては、上記の事項に十分配慮して、職務関係者に対する研修の実施、相談の手引等の作成・配布、ホームページを通じた職務執行に資する情報の提供等に積極

的に努める。

#### 5 苦情の適切かつ迅速な処理に関する事項

法第9条の2において、配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとするとしている。

苦情の処理に当たっては、一定のルールに沿った方法で解決を進めることにより、円滑・円満な解決の促進や信頼性、適正性の確保を図ることが必要である。

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。関係機関において、苦情処理制度が設けられている場合には、その制度に則して処理を行うことが必要である。

#### 6 教育啓発に関する事項

法第24条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとするとしている。

配偶者からの暴力の防止の観点からは、男女の人権を尊重し、個人の尊厳を傷つける暴力は許さないという意識を社会全体で共有していくことが必要である。啓発は国民各界各層を対象に行うことが必要であるが、啓発を行うに当たっては、配偶者からの暴力には、身体に対する暴力のみならずいわゆる精神的暴力及び性的暴力も含まれることに留意することが必要である。

例えば、配偶者からの暴力の実態や配偶者からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であること、被害者の保護のための仕組み等について啓発を行うことが考えられる。

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。

啓発の方法については、ポスター・パンフレットの作成・配布の他にも、シンポジウムの開催や、地域における各種団体の研修会や講座等の機会を活用するなど様々な方法が考えられる。こうした啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

配偶者暴力相談支援センターの連絡先等については、加害者の目につきにくい方法を工夫するなど、被害者の立場に立った広報を行うことが必要である。また、外国人や障害者である被害者に対しても、適切な情報が提供されるよう留意することが必要である。

さらに、配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育や男女平等の理念に基づく教育を促進することが必要である。

国においては、上記の事項に十分配慮して、毎年11月12日から2週間にわたって実施している「女性に対する暴力をなくす運動」を中心として、ポスター・パンフレットの作成・配布、テレビ等を通じた積極的な啓発に努める。また、毎年12月4日から1週間にわたって実施している「人権週間」においては「女性の地位を高めよう」を強調事項に掲げるなど、積極的な国民への広報啓発に努める。さらに、配偶者からの暴力の防止につき教職員等に対する理解の促進にも努める。

## 7 調査研究の推進等に関する事項

法第25条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとするとしている。なお、調査研究に当たり、被害者と接する必要がある場合は、被害者の心身の状況、その置かれている環境等に十分配慮することが必要である。

### (1) 加害者の更生のための指導について

調査研究に当たっては、加害者の更生のための指導としてどのようなものが有効であるかについては未解明な部分が多く、場合によっては、被害者にとって非常に危険なものとなり得ることについても十分留意することが必要である。

加害者の更生のための指導の方法によっては、加害者が、更生のための指導を受けているという事実をもって、被害者やその関係者に事実と反し加害者が更生したとの錯覚を与えるおそれがある。また、更生のための指導を受けたことで保護命令の対象となる暴力の範囲を学習し、それに当たらない言葉による脅しなどを行うようになるおそれもある。

国においては、これまで諸外国の加害者の更生のための指導に関する制度や被害者の保護を図る観点から、加害者の更生のための指導に関するプログラムが最低限満たすべき基準及びその実施に際して最低限留意すべき事項について調査研究を行ったところである。また、「ドメスティック・バイオレンス（DV）の加害者に関する研究」（法務総合研究所）として、配偶者からの暴力等が刑事事件となった事案を取り上げて分析調査等を実施し、我が国における配偶者からの暴力等の実態を把握するとともに、それを引き起こす要因等を探求し、とりわけ加害者に焦点を当ててその特性を明らかにした上、更生のための指導方法を見極めることなどを目的とした研究を行ったところである。

国においては、上記の事項に十分配慮して、被害者の安全を第一に考えつつ、調査研究の推進に努める。

### (2) 被害者の心身の健康の回復について

被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、調査研究の推進に努めることが必要である。

国においては、厚生労働科学研究費補助金による研究事業として、平成13年度から平成15年度までの3か年を研究期間として、配偶者からの暴力の被害を受けた女性及びその子どもを対象に、被害の実態を精神健康の観点を中心に広く調査研究する「DV被害者における精神保健の実態と回復のための援助の研究」を実施し、また、平成14年度から平成16年度までの3か年を研究期間として、配偶者からの暴力において母子ともに被害を受けることによる、子どもへの心理的影響を明らかにし、その後の発達、社会適応上の問題を明らかにするとともに、援助方法を検討する「母親とともに家庭内暴力被害を受けた子どもへの心理的支援のための調査」を実施しているところである。

さらに、平成16年度から平成18年度までの3か年を研究期間として、配偶者からの暴力の被害を受けた母子を対象として、精神医学的・心理学的援助の観点を含め居住先の確保、就労など具体的な生活の再建を目指した、総合的な支援策を講ずるための調査研究として「家庭内暴力被害者の自立とその支援に関する研究」を実施しているところである。国においては、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、引き続き調査研究の推進に努める。

### (3) 人材の育成等

被害者の保護に係る人材の育成及び資質の向上については、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

## 8 民間の団体に対する援助等に関する事項

法第26条において、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとするとしている。

配偶者からの暴力の防止及び自立支援を含む被害者の適切な保護は、国及び地方公共団体において主体的に取り組んでいるところである。

しかしながら、民間の支援団体の中には、旧法が制定される以前からこの問題に取り組むなど、被害者保護のための豊富なノウハウを有し積極的に被害者の保護に取り組んでいる団体も多くある。また、弁護士会や医師会等の理解と協力は、被害者の保護、自立支援を図る上で重要である。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国及び地方公共団体と民間団体等とが緊密に連携を取りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。

連携の例としては、一時保護の委託及びそれ以外の緊急一時的な保護、相談業務、広報啓発業務、同行援助等の自立支援、研修等における専門的知見の活用、関係機関の協議会への参加の招請等様々なものが考えられるが、どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態を踏まえ、地方公共団体において判断することが望ましい。